

○国立大学法人お茶の水女子大学長の中間評価及び業績評価実施要項

〔平成28年6月7日〕
学長選考会議制定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則第12条第2項の規定に基づき、学長の中間評価及び業績評価の実施方法に関し必要な事項を定める。

(実施方法)

第2条 国立大学法人お茶の水女子大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）は、中間評価又は業績評価を実施するにあたっては、学長によるプレゼンテーション及び学長選考・監察会議委員との質疑応答を実施し、学長の業務執行の状況又は在任中の取組により達成された実績を確認する。

2 学長選考・監察会議は、前項の評価を実施するにあたっては、必要に応じて監事に対し学長の業務執行等に関する意見書の提出を求める。

3 学長選考・監察会議は、学長が再任した場合には、再任前の任期を含む全在任期間についての業績評価（以下「再任後の業績評価」という。）を実施することができるものとし、前2項を基本として学長選考・監察会議が決定する方法により行う。

(実施時期)

第3条 中間評価は、学長に就任した日以後2年を経過した日から6月以内に行うものとする。

2 業績評価は、学長に就任した日以後3年を経過した日から4月以内に行うものとする。

3 再任後の業績評価を行なうときは、学長選考・監察会議がその時期を決定するものとする。

(資料の提出)

第4条 学長選考・監察会議は、中間評価又は業績評価を実施するにあたり、学長に対し、次の各号の資料の提出を求める。

- (1) 在任中の国立大学法人お茶の水女子大学の中期目標・中期計画、年度計画、各事業年度に係る業務の実績に関する報告書
- (2) 在任中の業務執行に係る自己評価、残任期間における大学運営に対する方針

について簡潔にまとめた資料

2 業績評価を実施するにあたっては、前項各号の資料に加え、在任中の取組により達成された実績に係る自己評価についての資料の提出を求める。

3 再任後の業績評価を実施するにあたっては、学長選考・監察会議が必要と認める資料の提出を求める。

(中間評価)

第5条 中間評価は、在任中の業務執行状況について評価を行う。

(業績評価)

第6条 業績評価は、在任中の取組により達成された実績に基づき、次の各号に掲げる観点から評価を行う。

(1) 学長選考時及び学長就任後の所信表明に基づいて実施した諸施策の成果

(2) その他、必要に応じて、学長選考・監察会議が定めた項目

(再任後の業績評価)

第7条 再任後の業績評価は、再任前の任期を含む全在任期間の業績を総合的に評価する。

(評価書の作成)

第8条 学長選考・監察会議は、前2条に定める中間評価又は業績評価の結果に基づき、その都度、総合的な評価及び特記事項を取りまとめた評価書を作成する。

(通知及び公表)

第9条 学長選考・監察会議は、中間評価又は業績評価を実施したときは、評価結果を速やかに学長に通知するとともに、評価結果の概要を学内外に公表する。

(助言及び支援)

第10条 学長選考・監察会議は、中間評価又は業績評価の評価結果を踏まえ、必要があると認める場合は、学長に対して助言及び支援を行う。

(雑則)

第11条 この要項の改廃は、学長選考・監察会議が行う。

2 学長選考・監察会議は、この要項の改廃を行った時は、学長に速やかに報告するものとする。

附 則

この要項は、平成28年6月7日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年1月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。